

2016年7月22日  
株式会社パロマ

## 弊社指定工事店による取付工事に関する法令違反のお詫び

この度、ガス機器（ビルトインコンロ、小型湯沸器、給湯器など）の取付工事において、弊社が元請けとなり受注し、お客様宅への取付工事を行った際に、弊社指定工事店が法令で定められた有資格者ではない作業者にガス接続工事を従事させていた事実が判明いたしました。

そのため、弊社指定工事店がガス接続工事に従事した物件を過去5年間に遡って調査した結果、同様の事例が467件あったことが判明いたしました。

弊社は、指定工事店と工事業務に関する下請け基本契約を締結しており管理監督する立場にあることから、その責任を痛感致しております。お客様には大変なご心配とご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、二度とこのようなことのないよう、厳正に対処してまいります。なお、本件による事故やガス漏れの発生は現在のところ確認されておりませんが、万全を期すため、有資格者による点検をさせていただいております。

対象となるお客様には、お電話、直接訪問にてご連絡申し上げており、ご訪問日が確定次第、有資格者による点検を無償で実施させていただいております。なお、弊社からのご連絡のないお客様は点検の対象外ですので、引き続き安心してご使用下さい。

### 記

#### 1. 今回の違反行為について

LPガス仕様の機器のガス接続に関しては、液化石油ガス設備士の有資格者が工事を行うことが定められております（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、液石法）第38条の7）。また、工事請負事業者が特定液化石油ガス設備工事業の届出を行っていることと定められております。（液石法第38条の10）

しかし今回、弊社指定工事店による取付工事において、液化石油ガス設備士の有資格者ではない者がLPガス仕様のガス給湯器等の常設型ガス機器の接続を行っていたことが判明いたしました。弊社は指定工事店と工事業務に関する基本契約を締結する際に、有資格者による工事の実施を義務付けておりますが、個々のお客様の工事に関して有資格者による工事が行われているかどうかの管理が不十分でございました。さらに、弊社指定工事店の複数社において、特定液化石油ガス設備工事業の開始届がなされていないことも判明いたしました。

## 2. 今後の対応について

2011年6月以降において、有資格者でない作業者がガス接続工事を行った可能性があるお客様宅全てを対象に、有資格者による点検を無償で実施させていただいております。対象となるお客様には弊社からお電話などによるご連絡を差し上げ、その上で訪問日時のお打ち合わせの連絡をさせていただいております。

## 3. 今後の対策と再発防止策

今後弊社は、元請として受注した個別案件ごとに、有資格者が工事を実施していることの確認・管理をするとともに、指定工事店に対するコンプライアンス研修の実施、指定工事店に対する有資格者を確保するための支援などを行い、再発防止に努めます。

## 4. 本件に関するお問い合わせ先

以下のフリーコールにお問い合わせをよろしくお願いいたします。

- ・お問い合わせ先：パロマコールセンター
- ・専用フリーコール：0120-314-552

※受付時間：平日、土曜、日曜、祝日含め、9：00～18：00

以上